

計量法施行規則第二百二十二条に基づく環境計量講習に関する公告

○独立行政法人 産業技術総合研究所公告第五号

計量法施行規則(平成十三年経済産業省令第二十九号)第二百二十二条の規定に基づき、環境計量講習(濃度関係)及び環境計量講習(騒音・振動関係)に關し必要な事項を次のように公告する。

平成二十六年五月三十日

独立行政法人 産業技術総合研究所 理事長 中鉢 良治

一 受講資格 計量士国家試験(濃度関係又は騒音・振動関係)に合格した者で、計量法第二百二十二条二項一号(登録)及び施行規則第五十一条(登録条件)に定める条件に満たない者

二 講習期間

(濃度関係)

第一回 平成二十六年七月十五日から平成二十六年七月十八日まで

第二回 平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月一日まで

第三回 平成二十六年八月二十六日から平成二十六年八月二十九日まで

第四回 平成二十六年九月九日から平成二十六年九月十二日まで

第 5 回	平成二十六年九月十六日から平成二十六年九月十九日まで
第 6 回	平成二十六年九月三十日から平成二十六年十月三日まで
第 7 回	平成二十六年十月十四日から平成二十六年十月十七日まで
第 8 回	平成二十六年十一月四日から平成二十六年十一月七日まで
第 9 回	平成二十六年十一月十一日から平成二十六年十一月十四日まで
第 10 回	平成二十六年十一月二十五日から平成二十六年十一月二十八日まで
第 11 回	平成二十六年十二月一日から平成二十六年十二月五日まで
第 12 回	平成二十六年十二月十六日から平成二十六年十二月十九日まで
三 講習会場	なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。 (騒音・振動関係)
独立行政法人 産業技術総合研究所	独立行政法人 産業技術総合研究所 計量研修センター実習棟
茨城県つくば市東一丁目一番地一	茨城県つくば市東一丁目一番地一 中央第五
四 講習の概要	環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習
五 受講料	環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係） 九万三千円
六 受講定員	（騒音・振動関係） 各回三十名
七 受講申請書提出先	（騒音・振動関係） 各回三十名
八 受講申請書提出期間	平成二十六年五月三十日から平成二十六年六月二十七日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）
九 提出書類	受講申請書提出期間 平成二十六年五月三十日から平成二十六年六月二十七日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）
十 受講に関する調査票	（騒音・振動関係） 各回三十名
十一 その他	（騒音・振動関係） 各回三十名
十二 提出方法	（騒音・振動関係） 各回三十名
十三 その他の定通知を送付する。	（騒音・振動関係） 各回三十名
十四 受講の決定は、受講に関する調査票の受講コースの希望から、また希望の受講コースが定員となつたとき及び希望の記述が無い場合は早い回から、先着順に割り当てる方法で行う。決定次第受講決	（騒音・振動関係） 各回三十名
十五 独立行政法人 産業技術総合研究所 計量研修センターのホームページ	（騒音・振動関係） 各回三十名
十六 http://www.mnij.jp/~metrottrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。	（騒音・振動関係） 各回三十名